

経済社会基本計画に関する件

昭和48年2月13日

閣議決定

〔編集部注〕

サブタイトルに「活力ある福祉社会のために」とある経済社会基本計画については、昭和47年8月23日付文書で内閣総理大臣が経済審議会に諮問し、経済審議会は、昭和48年2月8日付文書でこの件に関し答申し、これに基づき昭和48年2月13日閣議決定が行われた。

経済審議会会長
木川田 一隆殿

経審会第3号
昭和47年8月23日

内閣総理大臣 田中角栄

経済審議会令第1条第1項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問第8号

「内外諸情勢の急速な転換に際し、国民福祉の充実と国際協調の推進をめざした長期経済計画いかな。」

説明資料

政府は、昭和45年5月新経済社会発展計画を策定し、均衡のとれた経済発展と充実した国民生活の実現をはかるため努力してきたところであるが、国際経済動向の緊迫化とこれに伴う円切上げ、また公害や過密の深刻化など、最近におけるわが国経済社会をめぐる内外の情勢は急速に転換をとげつつある。

今回の諮問は、長期的展望に立ってこれら転換をもたらした基本的背景を総合的にとらえ、国民福祉の充実と国際協調の推進を重点とした新しい政策体系を確立するため、昭和48年度を初年度とし昭和52年度を最終年度とする新しい長期経済計画の作成を求めるものである。

内閣総理大臣 田 中 角 栄 殿

経審会第7号
昭和48年2月8日

経済審議会会長

木 川 田 一 隆

新しい長期経済計画に関する諮問に対する答申について

昭和47年8月23日諮問第8号をもって当経済審議会あて諮問のあった標記の件について、別冊「経済社会基本計画」のとおり答申する。

この答申の作成にあたっては、経済審議会、同総合部会および調査部会並びにこれらの部会に設けられた各種委員会および分科会において、委員30名、臨時委員109名および専門委員20名が各行政機関の協力のもとに慎重に調査審議を行なった。

政府は、この答申にもとづき、すみやかに「経済社会基本計画」を決定し、その趣旨を国民に周知徹底させ、その十分な理解と協力のもとに計画のねらいを実現するよう努められたい。

さらに、政府は、今後とも各種計量的手法の改善を図るとともに、国民福祉の内容をよりよく表現する各種指標を整備し、その結果を経済社会基本計画のフォローアップに活用できるよう努められたい。

なお、答申の理解に資するため、資料を添付したので参考とされたい。

経済社会基本計画に関する件

昭和48年2月13日

閣 議 決 定

政府は、別冊「経済社会基本計画」を昭和48年度から昭和52年度の期間における経済運営の指針とすることを決定する。

具体的政策運営にあたっては、とくに次の諸点に留意しつつ、本計画の推進をはかるものとする。

- 1 物価を安定させ、地価の高騰を抑制することは、この計画に即して活力ある福祉社会を実現するための基礎条件である。このため政府は、インフレーションの防止を最も重要な政策課題の一つとする。
- 2 国際協調の積極的な推進をめざして、対外均衡の確保と経済協力の拡充に努める。
- 3 資源や環境の有限性に配慮し、使い棄ての経済を反省し、浪費をしない消費生活と環境を汚染しない経済活動への転換をはかる。
- 4 社会保障をはじめ国民福祉の充実について、政府は計画にかかげる目標の達成に努めるが、このための施策が効果的に推進されるよう国民の連帯意識に基づいた協力を期待する。
- 5 予期することの困難な内外情勢の変化に際しても、機動的な政策の対応が行なわれるよう、各種政策の適切かつ総合的な運営をはかる。
- 6 本計画にかかげる政策体系を着実に実施し、国民福祉の向上と国際協調の推進をはかるため、毎年本計画のフォローアップを行ない、その結果を政策運営に反映する。

経済社会基本計画

- 活力ある福祉社会のために -

目 次

まえがき	5 消費者保護の推進
第1部 計画の基本的考え方	物価の安定
政策転換を必要としている基本的背景	1 今後の物価対策の基本的考え方
1 国際経済社会の基調変化	2 物価安定のための具体的政策
2 国内経済社会の構造変化	国際協調の推進
3 国民の意識の変化	1 対外均衡の確保
政策転換の方向 - 活力ある福祉社会の実現 -	2 貿易構造の是正と輸出主導型経済からの脱却
1 基本的考え方	3 経済協力の推進
2 長期的発展の方向	4 国際交流の推進
計画の目標と政策体系	産業政策，科学技術政策
1 計画の目標	1 産業政策の転換
2 新しい政策体系の概要	2 産業公害の防除と産業立地のあり方
3 各種の制約条件と問題点	3 望ましい産業構造の実現
4 計画期間の前半においてとくに重点をおくべき施策	4 中小企業と流通の新しい課題と対応
5 計画のフォローアップ	5 資源・エネルギーの政策の新展開
第2部 目標達成のための政策体系	6 福祉社会の農林漁業政策
豊かな環境の創造	7 科学技術政策
1 国土空間の再構成	財政金融政策
2 土地政策	1 資源配分および所得分配の適正化
3 環境保全	2 内外均衡達成のためのポリシーミックス
4 社会資本の充実	3 行財政の刷新
ゆとりのある安定した生活の確保	第3部 経済社会発展の姿
1 社会保障の充実	1 経済水準と成長率
2 住宅事情の改善	2 経済構造
3 自由時間の充実	3 物価と所得分配
4 人間能力の伸長と発揮	4 国際収支
	5 国民生活の将来

ま え が き

〔0001〕新経済社会発展計画は、昭和45年5月に閣議決定をみたが、その後、内外情勢は、同計画の想定をこえる急激な転換を示している。すなわち、

通貨の多国間調整や世界各地における東西間の接近など、国際経済社会の基調は大きく変わりつつあるほか、わが国においては、景気循環の局面を

問わず国際収支の黒字基調が定着するとともに、一方では公害、環境問題等が一段と深刻となり、これにともない、経済社会のあり方に対する国民の考え方も変わってきている。

内外両面における事態の変化がこれほど急速にあらわれてこようとは、新経済社会発展計画でも予期しえなかったことである。同計画では策定後3年目に必要な修正を行なうこととしていたが、事態の進展は、単に補正ということではなく、新しい計画の策定を求めているといわなければならない。

〔0002〕このような内外経済社会の基本的条件の変

化をみきわめ、わが国の特性を生かした経済社会をめざし、進むべき方向と新しい政策体系を明らかにすることが広く要請されている。本計画は、このような要請にこたえ、国民各層に対し、国民福祉の充実と国際協調の推進を実行するための方策を明らかにしようとするものである。

もとより、わが国の経済計画は、市場経済を基調とする体制のもとで作成されるものである。したがって、この計画は、政策の基本方向を示すとともに、民間企業や国民の活動の指針としようとするものであり、国民の理解と協力が強く期待される。

第1部 計画の基本的考え方

政策転換を必要としている基本的背景

1 国際経済社会の基調変化

〔0101〕1970年代に入って国際経済社会の基調は大きく変化しつつある。わが国は、これに対応して政策のあり方をあらため、国際経済社会の発展に寄与する道を進まなければならない。

〔0102〕国際経済社会の基調変化の第1は、昭和46年8月の米国政府による新経済政策の実施に端的に示されたように、IMF・ガット体制を軸とする戦後の世界経済体制が動揺をはじめ、新しい経済秩序の形成に向かって世界が動き出したことである。国際通貨危機は、昭和46年12月の多国間通貨調整に関するスミソニアン合意により暫定的解決がみられたが、なお最終的な解決には至っておらず、新しい国際貿易通貨体制が模索されつつある段階にある。このような一連の動きには、ECと日本の急速な経済力の拡大と、米国経済の地位の動揺といった国際経済バランスの変化がその根底に流れている。とくに近年わが国の国際的地位の向上はいちじるしく、わが国経済の動向は世界経済へ大きな影響を与えるに至っている。その意味で、わが国がこれまでのようなややもすれば受動的であった立場から脱却し、諸外国との相互理解を深め、長期的視点から世界経済の安定的発展に寄与することが、わが国自身のためにも要請される。

〔0103〕第2は、中国の国連加盟、日中国交回復、ベトナム和平協定の成立、欧州を舞台とした平和外交の進展など東西間の緊張緩和と経済・文化をはじめとした東西交流の活発化である。また、ソ連・東欧諸国の経済も発展を続け、世界経済に相当な影響を持つに至っている。このような情勢に対応してわが国の政策もこれまでより広い国際的視野から再検討する必要がある。

〔0104〕第3は、先進国の経済援助、発展途上国の努力にもかかわらず、南北間格差が依然縮小をみせていないことである。とくに人口、食糧問題が多く発展途上国において懸念され、これを放置すれば、人類社会全体の調和ある発展にとって問題となるおそれがある。したがって今後は、世界的規模における貧困の追放に寄与するという見地から発展途上国の要請を十分考慮した対外政策の展開が求められている。

2 国内経済社会の構造変化

〔0105〕戦後四半世紀の間、わが国経済は急速な発展を続けてきたが、この過程において経済自立が達成され、完全雇用もほぼ実現されてからは、均衡がとれ充実した経済社会の発展が重視されるようになってきた。とくに1970年代に入ってから、以下のような政策の転換と制度・機構の改正を必要とする諸条件が表面化してきた。

〔0106〕その第1は、豊かさの偏在など各種の不均

衡が表面化してきたことである。高度経済成長の結果、わが国の経済力は自由世界第2位の規模に達することとなったが、反面、資源配分の面では、民間資本の充実にくらべ住宅・生活環境整備のたち遅れにみられる社会資本ストックの不足、いちじるしい産業間の格差、また所得分配等の面においては、社会保障の遅れ、物価や地価上昇等解決を要する問題が残されている。

〔0107〕第2は、生産、消費の大規模化が進み、それらの及ぼす影響の範囲が広まり、高密度経済社会の弊害が拡大したことである。大気や水や土壌の汚染、廃棄物の累増、光化学スモッグのような新公害の発生など公害は激化しつつあり、また、無秩序な開発による自然破壊が進んでいる。

〔0108〕第3は、経済社会活動の規模の大型化にともない、環境、資源等の限界が問題になってきていることである。とくに大都市地域においては、土地需要が集中し、水の供給が次第に困難となるとともに、エネルギーをはじめとする天然資源供給の世界的な有限性も問題となりつつある。また、経済社会活動の大型化は、自然環境全体によっても制約を受けるようになってきている。

〔0109〕これらの諸問題は、地域構造の面からみれば、これまでの経済成長の過程において、東京、大阪を中心とした太平洋ベルト地帯へ経済活動が急速に集積したことによってもたらされた産業、人口の地域的かたよりによるところが大きい。このような経済活動の集積のメカニズムをあらため、環境の保全と調和ある土地利用に努めながら、国土を有効に利用しよう国土空間の再構成を進めることが強く要請されている。

同時に、資源配分のあり方についても、これまでの高度成長を支えてきた生産・輸出優先の配分をあらため、以上の諸問題を解決するよう、均衡のとれたものに転換することが要請される。

3 国民の意識の変化

〔0110〕本計画策定作業の一環として実施した「国民選好度調査」によれば、これまでの経済成長により、所得が増加し生活水準も向上したことを反映して、国民の過半数が現在の生活を一応評価している。しかし、社会資本、社会保障の現状については不満足とする者が多く、とくに、老後の不

安、税負担の不公平感、医療サービスの不足等は国民の不満を強めているが、さらに仕事のやりがい、教育機会の拡充などにも国民の関心が高まっている。これらは、かつては国民の一部に内在していた問題意識が、政策的対応の遅れもあって国民的要求としてあらわれたものであり、このような国民の要望にこたえうるような政策の転換が必要である。

〔0111〕このような国民意識の変化の第1として、所得水準の上昇にともない、国民の意識が多様化し高度化しつつあることがあげられる。住宅・生活環境の改善をはじめ豊かな自然環境、自由時間の増大、豊富で多様な商品購買の機会あるいは教育等の充実など、生活の場においてゆとりを持ちたいという欲求が強くなっている。また、これに加えて、職場、社会、文化、スポーツなど国民生活の広い分野において、みずから積極的に参加して、生活内容の向上、働きがい、生きがいなどを求めようとする国民の参加への欲求も強まりつつある。

〔0112〕また第2は、生活の安定と社会的公正の欲求があらわれてきていることである。老齢、傷病等に対する社会的対策が不十分なままにとどまっていることは、自由世界第2の経済力と対比して、いちじるしいアンバランスとして国民の意識にうつることとなった。これはさらに、国民の一部が占めている地価上昇の利益に対する反発や租税負担のあり方に対する関心の高まりなどとあいまって、社会的公正の実現に対する国民的要求となっている。

〔0113〕第3には、安全の欲求が高まっていることがあげられる。公害の激化、交通事故の多発、欠陥・有害商品の続出、労働災害の大型化や新しい職業病の発生、さらに防災体制のたち遅れによる災害の増大などは、その直接の被害者のみならず、広く国民全般にとって、経済社会のあり方を問い直す契機となっている。

政策転換の方向 - 活力ある福祉社会の実現

1 基本的考え方

〔0201〕上述のような政策転換を必要としている基本的背景を正しく認識し、わが国経済社会の望ましい発展方向をみさだめるためには、これまでの

発展を支えてきたわが国経済社会の潜在的成長力と活力をあらためて評価しなおすことが重要である。

戦後四半世紀における日本経済の発展は、高い教育水準に支えられた豊富な労働力、高い貯蓄率、積極的な技術導入による急速な技術進歩などによって支えられてきたが、それは国民の勤勉さとすぐれた適応能力、旺盛な企業家精神によって初めて可能であった。われわれは、戦後の荒廃から今日の繁栄を築きあげたことを高く評価しなければならない。それとともに、戦後の高度成長および明治百年の近代化を支えてきた既存の経済社会のあり方が、一方ではさきに述べた諸問題を発生させ、政策の方向転換を迫っていることを考えるとき、諸問題の根本的解決のためには、わが国経済社会につちかわれている潜在的成長力と活力を生かしつつ、既存の経済社会に内在する制度、ルールを全般にわたって見直し、新しい時代にふさわしいものにつくりかえていくことが必要である。

〔0202〕そのため、第1には、今後の経済活動がわが国の自然環境と調和を保ち社会全般のなかにおいて適切な位置を占めるとともに、限られた資源を濫費しないようにすることが重要である。今後ともわが国経済は技術革新や情報化を軸として発展し続けるであろうが、経済活動のあり方については、これまでのような狭義の経済効率を追求したもものから、公害の防除、自然環境の保全、無秩序な大都市集中の防止などを前提としたものにあらためる必要がある。このように経済活動が自然と社会一般に与える広範な影響について十分な配慮が行なわれるよう、経済社会において守られるべき各種の基準および費用分担の原則を明らかにしなければならない。

〔0203〕第2には、社会的公正を尊重することである。国民の意識の変化に対応しつつ豊かさの偏在など各種の不均衡を是正していくためには、インフレーションを回避しつつ、均衡のとれた経済発展のパターンに移行するとともに、所得分配の公平化、住宅・土地問題の開発、教育・雇用等の機会の均等化を進め、生命を尊重し、健康・安全を確保することが必要である。また、政府、民間を通じ資源配分がこれらの分野に重点的に行なわれることが必要である。

〔0204〕第3は、地域社会の問題に関し、地域住民の意識をいかに効果的にくみ上げ、経済社会の発展に生かすかの問題である。地域開発プロジェクトを環境と調和しつつ地域社会にふさわしいものとするため、これによって直接影響を受ける地域住民の受益と負担の関連を当該プロジェクトの企画と運営に反映する方法を確立する必要がある。また、地域の生活に密着している文化・厚生・スポーツなどの施設や街づくりなどに地域の独自性が生かされることも必要であろう。地域社会がこのように地域の意識を反映し、それぞれ独自性を持って発展するよう、新しい経済社会の形成にあたり、とくに留意しなければならない。

〔0205〕第4に、自由世界第2位の経済力を持つに至ったわが国が、その国際的地位にふさわしく、人類の調和と発展への寄与をめざした新しい国際協調の道を進むことは、新しい経済社会の形成にあたって不可欠である。

〔0206〕このような4つの原則にもとづいて経済社会の新しい制度・規範がつくられるとともに、これらがルールとして遵守され、また適正な資源配分が行なわれるとき初めて国民福祉に結びついた経済社会の発展パターンが生まれる。

しかし、このことは、われわれが停滞した経済社会を指向していることを意味するものではない。わが国の経済社会につちかわれた潜在的な成長力と活力が、このような国民福祉の充実と国際協調の推進をめざした活力ある福祉社会の形成のために発揮されることを期待するものである。

〔0207〕このような経済社会をめざし、政府、企業、個人の各主体は、次のような新しい役割と機能にならなければならない。なお、このような主体別のわくに入らない、職業、地域、利益等を共通とする集団の影響が大きくなってきているので、相互の利害の対立を国民的合意のもとで総合的に調整することがとくに必要である。

政府

〔0208〕政府としては、わが国経済社会の将来ビジョンを明らかにするとともに、第1に民間の経済社会活動の新しいルール、とくに土地・水・大気等の社会的資源の利用や公害防除に関する基準を含む一般的ルールを明確にしその実効を期すること。第2に、今後その増大が予想される公共的に

供給すべき財・サービスの範囲を明確化し、それらを公正かつ効率的に供給管理運営する方式を確立すること。第3に、国民の意識の変化に対応してそれを効果的にくみ上げうる体制を整備すること。また第4に、人々の自由な創意の発揮が最大限に可能となるように、人間の知的活動に対する投資を拡大し、科学技術・教育・文化などに対する資源配分を思い切って増大させることが必要である。

企業

〔0209〕企業活動は、福祉社会を支える経済的な基盤である。政府が国民の合意のもとに設定する新しいビジョンと社会的ルールにもとづいて、自発的な創造力と積極的な企業家精神を発揮することは、今後の企業活動にとって基本的に重要である。その際、資源や環境の有限性に配慮しつつ、国民福祉の充実に寄与し、国際経済社会と調和したものに積極的に移行すること、およびそのための技術・研究開発を推進することが要請される。

個人

〔0212〕国民一人一人が個人の特性に応じて創造性を発揮し、社会的連帯意識とみずからの責任感にもとづいて、新しい経済社会の形成に参加することが期待される。

〔0211〕以上4つの原則と政府、企業、個人の新しい役割は相互に無関係ではない。新しい経済社会の形成をめざして、わが国経済社会発展の基本的方向づけが行なわれるにあたり、これらの原則と役割が総合的かつ長期的な立場から整合的に位置づけられ、転換のための政策体系のなかに取り入れられなければならない。

これからの経済社会の発展が、人々の生活の安定と向上に結びつき、人々の創意が自由に発揮されるためには、国民福祉を指向し、また社会的公正が広く尊重される、均衡のとれた経済社会の建設をめざさなければならない。公害はなく、自然環境が豊かに保たれ、また教育や社会保障も充実し、国民の生活に安定とゆとりを約束するとともに、国際社会と協調しつつ長期的に発展を続ける経済社会は、活力ある経済活動と国民の努力によって初めて実現可能である。このような経済社会をわれわれは活力ある福祉社会と呼ぶ。

〔0212〕この計画を策定する究極の目的は、このよ

うな活力ある福祉社会建設のための整合性のある政策大綱を示し、国民福祉の充実と国際協調の推進を実現するための路線を明らかにすることである。活力ある福祉社会は短期間のうちに簡単に実現するものではない。産業構造の転換、全国的に均衡のとれた国土利用の実現、公害の防除と望ましい環境目標の達成のどれをとっても長期かつ総合的、計画的な政策努力の積重ねを必要とし、また、国民各層の利害の対立を総合的に調整し、受益と負担の関係についても国民の合意を得ていく必要がある。この意味で、われわれは、現在重大な選択と実行をせまられているものといえる。

2 長期的発展の方向

〔0213〕活力ある福祉社会を着実に実現していくためには、内外経済社会の構造変化をもたらしている基本的要因をみきわめるとともに、これをふまえてわが国経済社会の長期にわたる望ましい発展の方向を明らかにする必要がある。

長期的な将来を見通すことはいつの時代でも困難であるが、思い切った政策転換および制度・機構の改正が求められている事情にかんがみ、目標および政策体系の整合性に配慮しつつ、昭和60～65年頃までの長期的発展の方向について展望を行なった。

〔0214〕その際、もしわが国が、さきに指摘された政策転換を必要としている基本的背景の動きにもかかわらず、従来の生産・輸出優先の政策運営を踏襲し、従来の経済発展パターンを継続するとすれば、昭和60～65年頃までに実質年率10%をこえる経済の高度成長を維持し、世界最高の生産水準（1人当たり実質GNP（昭和40年価格）約1万ドル）を速成するものの、環境はきわめて悪化するとともに、所得分配面の不公平は未解決のまま残されよう。また、国際収支の大幅な黒字が続き、国際社会においてもいちじるしい摩擦を引き起こすなど問題が多い。

あるいはまた、所得再分配政策や公害対策を推し進めるにあたって、これに関する政策転換をあまりに極端かつ性急に行なうと、産業活動の停滞により失業が増大するほか、国際競争力がそこなわれ、国民福祉の充実に必要な資源も不足し、全体として活力に乏しい停滞社会に移行するおそれが

ある。

〔0215〕以上のような2つの方向は、いずれも障害が多く、長期にわたる経済発展の方向としてはとることはできない。このため、今後はさきに述べた新しい経済社会の形成のための原則にもとづき、適切な手順を踏んで着実に転換をはかっていくことが、わが国がとるべき道でなければならない。このような考え方にもとづき昭和60～65年頃のわが国経済社会の姿を描く前提として次のような条件を想定した。

自然や生活環境と経済活動との調和を保つため、大気汚染、水質汚濁などの程度については人の健康や生活環境に影響を与えないような状態を回復し、また、生産資本に対する社会資本の相対的不足を解消する。

経済成長の成果を社会のすべての階層に対していきわたらせ、ゆとりのある生活の基盤を確保するという観点から、社会保障については、わが国の実情に見合い西欧諸国の水準も考慮してその充実をはかり、また、住宅については現在の米国の水準を目標として施策を進める。

人々の自由な時間と選択の範囲を拡大し、充実した余暇活動を可能にするため、労働時間の短縮については週休2日制の完全実施のほか夏季休暇、教育訓練休暇などの長期休暇が普及するものと想定し、これに見合って知的・文化的活動、スポーツ等のための社会資本の整備に対する資源配分を増大させる。

国際経済社会と調和したわが国経済の発展パターンをめざして、わが国の国際収支については長期にわたり均衡させるものと見込む。

〔0216〕このような諸条件を前提とした場合、わが国経済社会の昭和60～65年の姿は概略次のように描くことができる。

わが国の経済成長率は、昭和45～55年に9%前後、昭和55～65年で6～7%に保たれると見込まれ、この結果わが国の1人当たり実質GNP（昭和40年価格）は昭和60～65年の間には6,000ドル前後（現在の米国の約1.5倍の水準）に達することとなる。

また、この間住宅政策や社会保障の充実を積極的に進めることを前提としたが、国民生活の内容は格段と向上することとなる。また、高

度成長の発展パターンがあらためられるにともない、貯蓄率も次第に低下することとなり、GNPに占める個人消費支出の割合は、現在の約50%から60%程度にまで高まり、現在の西欧諸国の水準に達すると思われる。これは安定した成長率実現の要因の一つとなるとともに、国民に豊かな消費生活を約束することになる。

一方、所得・消費水準の向上にともない、国民の意識も、豊かな人間性が発揮されるゆとりのある充実した生活をこれまで以上に求めるようになる。また、今後わが国人口の老齢化が進み、昭和60～65年には75才寿命社会が出現すると思われるので、社会保障政策、雇用政策などこれに対応する政策を充実することが必要となる。

また、昭和60年には健康、生活環境をそこなわない環境水準を回復することが可能と思われるが、この目標をできるだけすみやかに達成するため、公害防除施策を拡充する必要がある。また、国土空間の再構成のための基礎的條件の整備を積極的に推進することなどによって、昭和60～65年頃までには豊かな環境づくりが全国土にわたって進められていることとなる。

以上のような国民福祉の充実には費用の増加が不可欠であるが、それを支える社会的連帯感の確立と国民各層の協力が必要である。

従来のような導入技術に依存する技術進歩にかわって、自主的な技術開発の重要性が一段と高まる。また生産関連の技術開発のみならず、環境保全、都市・住宅開発、医療、教育等の新しい分野における技術開発が必要となる。産業活動は、公害防除の徹底、汚染物質をまったく外部に排出しない生産技術の開発・導入により、環境を汚染せず、資源の再利用を可能とするものに移行するとともに、活力を維持しつつ、地域社会、国際社会との調和を重視したものになることが可能となる。

わが国輸出の世界貿易に占める比率はある程度高まると思われ、わが国経済社会全般にわたって国際化はいっそう進展しよう。経済協力、文化・人的交流を拡充させるとともに、良好な国際関係の確保をめざさなければならない。

〔0217〕活力ある福祉社会をめざした以上のような

長期的発展のプロセスを現実のものとするためには、その前提として示した制度・機構の改正と政策転換を具体化し、わが国経済社会の発展の新しい路線を確立しなければならない。

本計画の計画期間である今後の5年間は、このような長期的プロセスの始動期にあたるものであり、この期間について具体的プログラムを提示し、これに即して強力な実施をはかることが活力ある福祉社会の実現のためにきわめて重要である。

計画の目標と政策体系

1 計画の目標

〔0301〕この計画は、国民福祉の充実と、国際協調の推進の同時達成をはかり、活力ある福祉社会を実現するための長期的プロセスのなかで、昭和48年度から昭和52年度までの最初の5年間にける政策運営の基本方針を提示する。

この計画では、豊かな環境の創造、ゆとり

第1表 計画期間中における目標水準および整備水準

分野	項目	昭和52年度の整備目標等
＜豊かな環境の創造＞ 環境保全	いおう酸化物による 大気汚染	昭和52年度を目途に、人の健康に影響の生じない水準に現行環境基準をすみやかに強化しその達成に努める。 三大湾 ^{注1)} 地域については、昭和45年度に比し排出量をおおむね半減させることを目途とする。
	水質汚濁	昭和60年には健康、生活環境に影響のない状態の回復を目途とし、計画期間中に、少なくとも現行環境基準ないしはその暫定目標を達成する。 三大都市 ^{注2)} 地域においては、昭和52年度までに45年度に比しBOD ^{注3)} 排出負荷量をおおむね半減させることを目途とする。
生活環境施設	都市公園	1人当たり4.7㎡程度（昭和47年度見込み3㎡、60年度目標9㎡）
	下水道 廃棄物処理 し尿	総人口普及率42%程度（昭和47年度見込み19%） 計画処理区域の処理率 衛生処理率100% （ただし昭和50年度、47年度見込み87%）
	可燃性ごみ	焼却処理率100% （ただし昭和55年度、47年度見込み81%）
全国交通通信ネットワーク	新幹線鉄道	路線延長約1,900kmを供用する。 （昭和60年度までに約7,000kmの建設を目標）
	高速自動車国道	道路延長約3,100kmを供用する。 （昭和60年度まで約10,000kmの建設を目標）
農林業環境の整備	加入電話 農用地	全国的規模において積滞を解消する。 計画期間中に高能率営農が可能となる農用地面積が現状のおおむね2倍程度になることを目途に整備する。（昭和47年度における整備済農用

分野	項目	昭和52年度の整備目標等
<p><ゆとりのある安定した生活の確保></p> <p>社会保障</p> <p>住宅</p> <p>雇用環境</p> <p>教育・スポーツ</p> <p><物価の安定></p> <p><国際協調の推進></p>	保安林	<p>地面積約 120 万 ha)</p> <p>現在の保安林面積の 1 割程度の増加指定を行なう。(昭和47年度の保安林面積 690 万 ha)</p>
	振替所得対国民所得比率	88% (昭和47年度見込み60%)
	年金 厚生年金	昭和48年度から支給される標準的な年金額を月5万円とし、引き続き改善を進める。
	国民年金 老齢福祉年金	厚生年金との均衡を考慮した水準とする。 昭和48年度月5千円丁50年度月1万円とし、引き続き積極的な改善をはかる。
	社会福祉施設	収容保護を要するねたきり老人および重度心身障害者等について全員収容の態勢を確立する。
	公的資金による住宅 宅地開発	計画期間中に400万戸程度建設する。 東京丁大阪の大都市地域で、すでに着手されている大規模ニュータウン等約3万ha (計画人口約400万人)の完成を急ぐほか丁新規開発を進める。
	週休2日制	計画期間中に週休2日制が一般化することを目途として、その普及をはかる。
	定年の延長	計画期間中に60才定年の一般化を目途として丁定年の延長に努める。
	教育施設	教育の重要性にかんがみ丁幼稚園、義務教育、高等教育等の各施設の整備を推進する。なお、医科大学については、計画期間中に医科大学(医学部)のない県を解消することを目途として、整備を進める。
	コミュニティー・スポーツ	およそ10年間に身近に利用できる運動広場、体育館、プール、子供の遊び場等のスポーツ施設を整備する。
消費者物価	年平均上昇率を4%台にとどめることを目標とする。	
卸売物価	加速的な上昇を示さずおおむね安定的に推移するよう努める。	
国際収支 経済援助	両3年以内に基礎収支の均衡をはかる。 GNPの1%の援助を計画期間の早期に達成す	

分野	項目	昭和52年度の整備目標等
	政府開発援助	ることに努める。 G N P に対する比率を早期に国際水準にまで高めるよう努め、長期的には0.7%の国際目標の達成をめざす。また、援助条件の改善にも努める。

- (注) 1. 三大湾地域とは、東京湾、大阪湾および伊勢湾北部の沿岸地域である。
 2. 三大都市地域とは、関東臨海、東海および阪神の地域である。
 3. BODとは、生物化学的酸素要求量のことであり、水質汚濁指標として一般的に使用されているものである。

のある安定した生活の確保、物価の安定、国際協調の推進の4つの目標を総合的に達成することを課題としているが、そのためには、後述するような諸政策を強力に推進していく必要がある。この場合、これらの諸目標を適正な経済成長とダイナミックな産業発展によって実現するため、適切な産業政策および財政金融政策等の推進と必要な制度・機構の改正をはかることも計画の課題でなければならない。

〔0302〕上記4つの目標に対応して計画期間中に実現を期する具体的な目標水準あるいは整備水準のうち、主要なものは第1表のとおりである。

2 新しい政策体系の概要

〔0303〕ここに組合わせて掲げた諸目標を計画期間中にできるだけ早期に達成することが、この計画における基本的なねらいである。そのためには、前述した基本的考え方と、長期的発展の方向に沿って政策運営の転換をはかることが基本であるが、その過程においては、内外の経済社会の諸条件の現実の動きに即応し、インフレーションのない持続的な安定成長のもとに、国民福祉の充実と国際協調の推進をはかることが肝要である。

このような考え方に立って、この計画では、第2部で詳細に述べるように次のような諸点を重点的に配慮した政策運営を行なう。

〔0304〕第1に、住宅、下水道、都市公園、保健医療施設、教育・文化施設等、生活関連施設の整備ならびに全国的にバランスのとれた産業、人口の配置をめざした交通通信ネットワークの形成、工業の再配置および地方都市、農村地域の開発整備を強力に進める必要があるが、政府としては所要の諸政策を講ずるとともに、これら社会資本の拡

充を中心として、計画期間中に総額90兆円（昭和47年度価格、用地補償費を含む。）の公共投資を行なう。

〔0305〕第2に、老齢年金を中心とする各種社会保障の充実のため、所要経費は昭和45年度の約3兆円から52年度には約12兆円と4倍の増額を見込むほか、収容保護を要するねたきり老人、重度の心身障害者などの全員収容を目途として社会福祉施設を整備する。また、勤労者の生活改善をはかるための週休2日制、定年延長の推進等国民福祉の充実をはかる。

〔0306〕第3に、環境保全については、とくに過密地域における公害防除を中心に推進するが、新規の地域開発にあたっては環境保全と両立する範囲内でこれを進めなければならない。その際、公害防除の費用については、汚染原因者負担を原則とするとともに、規制および観測体制の強化、技術開発の推進および中小企業に配慮した公害防除投資促進政策の拡充をはかる。

また、下水道整備、廃棄物処理施設整備など政府施策を重点的に実行することとし、このため今後5年間には政府投資額約6兆円（昭和47年度価格、用地補償費を含む。）をあてるほか、公害防除のための民間投資額約6兆円（昭和40年度価格）を期待する。また、自然環境の保全および治山、治水のための施策を推進する。

〔0307〕第4に、世界のなかにおける日本の立場を十分に考慮して、国家的見地から各層間の利害の調整を進め、わが国の対外均衡を早急に確保するなど、わが国経済社会の国際化のための施策を進めなければならない。とくに福祉社会の実現をめざしつつ内外均衡の同時達成をはかるためには、関税の引き下げ、輸入および資本の自由化の促進、

輸出の適正化等財政金融貿易為替政策の適切な運営をはかる。

〔0308〕第5に、わが国の拡大した経済力を経済協

力の推進のために積極的に活用し、世界的規模における貧困の追放と発展途上国の経済的自立に貢献する。

第2表 昭和52年度におけるわが国経済の輪郭

	昭和45年度		52年度			36~45年度
	実数	構成比	予測値	構成比	48~52年度年平均伸び率	年平均伸び率
<与件および政策>					%	%
労働力人口	5,170万人		5,410万人		0.8	1.3
政府固定資本形成(実質)	5兆円		(昭和48~52年度累積投資額 90兆円)		15.5	13
政府から個人への移転(時価)	3兆円	対国民所得比 5.3%	12兆円	対国民所得比 8.8%	22.0	18
民間公害防除投資(実質)	0.2兆円		2兆円		34.1	
<経済の輪郭>	兆円	%	兆円	%	%	%
国民総生産(時価)	73	-	184	-	14	16
国民総生産(実質)	58	-	105	-	9%程度	11
国民総生産(時価)	73	100	183	100	14	16
個人消費支出	38	51	95	52	14	15
政府固定資本形成	6	9	23	13	18	18
民間企業設備投資	15	20	28	15	11	17
民間住宅投資	5	7	17	9	20	22
輸出と海外からの所得	9	12	21	11	14	17
(控除)輸入と海外への所得	8	11	19	10	17	16
経常収支	億ドル 24		億ドル 59			%
個人消費支出デフレーター	132		187		4%台	5.7
民間在庫残高デフレーター	109		126		2%程度	1.4
社会保険負担率(対国民所得比)	4.6%		7.3%			
税および税外負担率(")	21.7%		(計画期間中に対国民所得比3%程度上昇)			
政府バランス	0		6兆円			

(注) 1. 実質値は昭和40年価格

2. デフレーターは昭和40年=100

3. 印を付した国民総生産および経常収支の昭和52年度は、沖縄県を含む数値。
その他の指標については統計が利用できないため、沖縄県を含んでいない。

4. 印を付した90兆円は昭和48~52年度の公共投資の累積額(昭和47年度価格、沖縄県分を含む)である。

〔0309〕第6は、産業構造の転換である。このため、従来の産業優遇政策をあらため、環境、立地等について企業活動に対する社会的ルールを明確にするとともに、国民福祉の充実と国際協調の推進をめざし、知識集約化の方向を中心として、産業構造の転換を進める必要がある。農林漁業については、自然環境を保全、培養する役割をも評価しつつ、高能率な農業の展開と高福祉農村の建設をはかることが重要である。また、資源加工型産業の海外立地については、相手国側の要望と合致した場合には、適切な施策を進める必要がある。

〔0310〕第7は、教育の充実および科学技術の振興である。活力ある福祉社会を実現する基盤として、豊かな人間性と創造力を培養するための教育を充実し、また、科学技術政策については、産業発展のみならず、環境保全、社会開発等の問題を解決するため積極的な展開をはかる。

〔0311〕第8は、財政の問題である。上記のような福祉社会の建設にあたり、財政の役割は従来以上に重要であり、インフレーションの防止および民間活動との資源配分上のバランス確保に配慮しつつ、増大する財政需要にこたえていく。その裏打ちとして租税負担、社会保険負担は上昇せざるをえず、さらに公債政策もいっそう適切に活用する必要がある。この場合、現実の経済は景気変動があり、また計画で想定した条件に比べ変化する場合も予想されるので、今後においても弾力的、機動的な運営に配慮しなければならない。

また、長期的見地から地方財政の充実と国および地方を通ずる行政の効率化について検討することが必要である。

〔0312〕第9に、インフレーションの防止である。前述したようにインフレーションを抑えることは国民生活の安定と国民福祉充実の基盤として、重要な課題である。

今後は、経済成長パターンの変化、労働需要のひっ迫、公害防除費用の増大、海外インフレーションの影響等、物価上昇につながるおそれのある要因が無視できないが、総需要の適正化と供給の円滑化に努めるとともに、輸入政策の積極的活用、競争条件の整備、低生産性部門および流通機構の近代化等総合的な政策の運用によって物価安定に万全を期する。とくに地価の急騰など投機の拡大

につながるインフレーション要因の防止について徹底した対策をとる。

〔0313〕以上の諸点に加え、個人消費支出と民間住宅投資の拡大、労働力人口の増加率の鈍化傾向などに配慮するほか、適切な政策運営にともない民間設備投資は従来のように急激には増加しないと見込み、今後5年間の実質成長率の平均は9%程度が適切であると想定した。この間、後に述べるように消費者物価の上昇率の平均を4%台にとどめ、また、卸売物価についても加速的上昇を示さずおおむね安定的に推移するよう格段の政策努力を行なうほか、対外経済面においてもあらゆる方策を講じ、両3年以内に基礎収支の均衡をはかることとしている。

〔0314〕以上のような政策運営を前提として、この計画で想定している昭和52年度の経済の輪郭は第2表のとおりである。

3 各種の制約条件と問題点

〔0315〕以上のような諸課題達成の程度は自然環境、土地、水、資源等の条件や、今後における労働力の伸びの鈍化と高齢化等労働力供給事情の変化によって制約される。また、政策相互間の関連あるいはこれまでの高度成長の過程で築きあげられた産業構造等によっても政策転換のあり方が制約されることはいうまでもない。この計画期間である5年間に於いて取り上げる目標および政策の選択にあたっては、次のような問題に注目する必要がある。

〔0316〕第1は、政策相互間の関連を考えねばならないことである。活力ある福祉社会をめざした今後の経済運営にあたっては、以上のように、社会的公正の確保を重点とした福祉政策を積極的に推進することを基本とすることが肝要であるが、われわれが追求すべき目標としてはすでに述べた計画の諸課題にとどまらず、安定的な経済成長と所得上昇の持続、完全雇用の維持、内外均衡の同時達成など、わが国経済発展の姿を均衡がとれ、かつ安定したものに保つことが必要である。とくにこれらの多数の諸目標を整合的に位置づけるとともに活力ある福祉社会の実現をめざした政策手段の選択と優先順位が明らかにされなければならない。

〔0317〕これら計画の諸目標相互間には、多様なトレード・オフ関係、すなわち1つの目標の達成のためには他の目標の達成をある程度犠牲にしなければならないという関係があり、また、政策が目に見えた効果をあらわすまでの期間の長短、その実施の難易は一様ではないので、政策転換を円滑かつ実効あらしめるためには、政策の組合せの選択にあたり、これら諸点について十分留意する必要がある。

〔0318〕この計画では、さきにも述べたように国民福祉を充実させるための基盤として持続的安定成長をはかりつつ、一方で国内物価の安定を保ち、他方で対外均衡を確保することをねらいとしている。

これからの経済運営に要請されているのはこのような多面的目標の同時達成である。しかし、今後の内外の情勢の動きはきわめて流動的であり、計画期間中の推移を予測することは必ずしも容易ではないが、各種目標及び各種政策相互間のトレード・オフ関係をみきわめ、国民の理解と協力を得ながら整合的な政策を選択することが必要である。

〔0319〕第2は、福祉社会を支える経済的基盤としての産業構造転換の問題である。各種の規制と誘導を通じて、資源・エネルギーを多消費することなく、汚染因子の発生量が少なく、しかも付加価値率の高い産業分野が拡大し、高度組立産業、情報関連産業、社会開発関連産業等の比重が次第に高くなることが期待される。また計画期間中における公共投資と住宅投資の大きな伸びに見合って建設業、都市開発・住宅関連産業が拡大するものと見込まれる。しかし産業連関モデルにもとづく計算によれば、5ヶ年間に於ける産業構造の転換は必ずしも容易ではなく、福祉型の産業構造への移行に対する強い要請にもかかわらず、その転換のための諸政策が効果を発揮するまでには、長期にわたる着実な努力の積重ねが必要である。

〔0320〕第3は、鉄鋼、石油精製、電力などの基幹産業の需給とその工場立地の問題である。産業連関モデル等により昭和52年における需要量を試算すると、46年の粗鋼生産9,000万トン、石油精製2億キロリットルがそれぞれ6割程度増加すると予想され、また、電力も46年度の3,400億キロワッ

ト時から52年度に約6,000億キロワット時まで増加すると見込まれている。電力については、この需要に見合う供給を確保するためには後述するような大きな努力が必要である。鉄鋼および石油精製については、これら5年後の需要に見合った工場建設やその準備がおおむね始まっているが、環境保全との両立、工場の適正配置について十分配慮することが必要である。

〔0321〕しかし、これら三業種の工場立地の地域分布は、東京湾、大阪湾および伊勢湾北部の三太湾地域において全国生産量のほぼ55～60%を占める現状である。昭和52年度におけるその割合は、若干の低下を見込むことができるとしてもこの間における9%程度の経済成長にともない三大湾地域における生産活動もさらに拡大するものといわなければならない。これら三業種のみでなく、第2次、第3次産業全体としても計画期間中における産業立地のパターンは、三業種の場合と若干の違いがあるとしても、これらの過密地域に集積すると考えられるので、このような産業、人口のいっそうの集積の動きは、限られた土地、水、その他の自然環境にとって、負担をさらに増大させるものであり、各種の困難を予想させる。このような産業、人口の集積のメカニズムをあらためるには長期的観点から全国交通通信ネットワークの形成、工場の分散など国土空間の再構成のための諸施策を積極的に進めるほか、後に述べるような公害防除の徹底をはかる必要がある。

〔0322〕第4は、公害防除の問題である。上述のような産業構造と地域構造の動きを前提とした場合、この計画期間中においては、三大湾地域を中心に公害防除の諸施策を講じていかななければならない。

いおう酸化物による大気汚染については、今後これら地域における低いおう燃料への転換と脱硫のための設備投資等により、昭和52年度のいおう酸化物排出量を45年度に比しおおむね半減させることを目途とする。これにより人の健康に影響を及ぼさない水準にほぼ近づくものと思われる。

一方、水質汚染については、この計画期間中に、大幅な水質改善をはかることには多くの困難があるが、工場排水規制を強化するとともに、下水道普及率の向上等の施策を充実することにより、三大都市地域におけるBOD排出負荷量を昭和45年

度に比しおおむね半減させることを目途とする。しかし、生活環境に影響を与えない環境水準を達成するためには、さらに巨額の費用となお数年の期間が必要である。

〔0323〕このほか、多くの種類の公害の発生、今後に見込まれる産業、人口の集積の動向からみて、これら過密地域において、公害防除を徹底し豊かな環境を回復するためには、公害発生源である工場のスクラップ・ダウンを含め、後述するような長期にわたる着実な努力の積重ねが必要である。

〔0324〕第5は、エネルギー供給や資源の問題である。今後とも総エネルギー供給の約7割を占める石油については、増大する需要に対し供給面での不安定性が表面化するおそれがあり、その供給を安定的に確保しうるかどうかが経済発展をはかるうえで重要な条件である。とくに、わが国においては環境保全の要請から低いおう燃料の輸入を増大させる必要があり、限りある資源の確保に格段の努力をはらうとともに、他のクリーンエネルギーへの転換を促進していかなければならない。

また、クリーンエネルギーとしての電力需要の増大に見合った供給を確保することは、ますます困難となりつつある。したがって、円滑な電源立地の推進等について抜本的に検討を進める必要がある。

〔0325〕このように、環境を保全しつつ持続的な安定成長を支えるためには、産業構造の省エネルギー化、技術開発や燃料転換等を通ずるクリーンエネルギー化の推進など長期にわたる総合的な施策が必要である。

また、海外依存度の高い木材、金属鉱物等の資源については、資源の世界的有限性等の問題により、その安定的入手が懸念される。このため、国際協調の理念にもとづき、産地国の自然保護や経済発展、森林資源について再生産の確保等に配慮した計画的な資源開発を進める等、長期継続的な確保をはかるための施策を講じなければならない。

4 計画期間の前半においてとくに重点をおくべき施策

〔0326〕この計画は以上のような政策体系と政策相互間の関連、および各種の制約条件と問題点を前提としつつ、さきに掲げた諸目標を統合的に達成

することを基本的目的としている。

しかし、次の4つの課題、国民福祉の充実と国際協調の推進に重要なかわりあいがあり、また政策転換に際しての基本的条件であるので計画の前半期において重点的な政策努力を傾けることとし、早急に実効のある政策の実施に着手することとする。この場合、インフレーションの防止等均衡のとれた経済発展をはかることが、これらの施策を推進するための基盤である。

公害の防除

〔0327〕公害は人の生命、健康および生活環境に深刻な影響を及ぼしつつあるので 公害防除の徹底を計画期間における重点目標として、その達成をはかる。このため、政府は後に述べるような直接的施策を積極的に進めるとともに産業構造の無公害化、省エネルギー化を進め、また環境保全に留意しつつ地方分散を促進する。

地価高騰の防止

〔0328〕地価の高騰は、住宅・生活環境の改善をばむとともに、所得分配の不公平をもたらし、とくに土地に対する投機も加わって、インフレ・ムードの助長のみならず国民の不満の増大など無視しえない社会的問題にまで広がるおそれがある。したがって、その解決は緊要の課題となっており、とくに国土空間の再構成という構想を円滑に進めるためにも地価の安定はその基礎条件をなすものである。政府は公共の福祉を優先するという考え方に立ち、既得権、私有財産制との関係についても再検討を加え、地価安定策を強力に推進する。

このため、政府は全国的な土地利用計画にもとづく地方分散の促進と土地利用の調整をはかるとともに、土地税制の活用、大都市地域における宅地開発の促進などあらゆる方策を講じて強力な地価安定策に着手し、さらにその効果が十分にあらわれるまで政策努力を逐次積み重ねていく。

社会保障の充実

〔0329〕老人、心身障害者等の生活の安定を保障することは、社会的公正の基盤である。このような観点から計画期間のできるだけ早い時期に、給付と負担の関係を明らかにしつつ、社会保障に関する長期計画を策定し、その積極的な充実をはかる。

対外均衡の達成

〔0330〕対外均衡の達成は、国際協調の観点から不

可欠であるばかりでなく、国民福祉の充実のための諸課題を着実に実現するための基礎条件である。したがって、物価の安定および円滑な産業構造の転換に留意しつつ、対外均衡の早期達成をめざした施策を強力に推進する。

5 計画のフォローアップ

〔0331〕この計画では、新しい経済社会の形成のための基本的構想およびその実現をめざした政策体系の方向づけに意を用い、必ずしも部門ごとに網羅的な計画をつくることをしなかった。しかし、重点となる個別政策については、可能なかぎり具体的な政策内容とその実施時期を明らかにした。

また、計画策定時には、政策の具体的内容および実施時期を示しえなかった重要課題については、一定期間の調査検討を経てこれらを具体化するよう、そのスケジュールを明示することに努めた。

〔0332〕このような計画の意図が国民に理解されるときともに、この計画の実効を期することが大切である。その意味では、本計画の策定は、活力ある福祉社会をめざした政策転換の出発点であり、本

計画で描く政策体系の着実な実施をはかるため、計画のフォロー・アップ体制を確立しなければならない。当面する内外諸情勢の急速な転換を考えると、現実の経済社会の動きには不確定な要素が多い。

このような予測困難な情勢変化に対応し、政府として機動的な措置をとりうるよう準備しておくことが肝要である。また、今後、わが国の経済社会の現実の動きが、計画の想定と大きく乖離する場合には、その要因が外的条件の変化によるものか、予測の違いによるものか、あるいは計画で提示した政策の実行がたち遅れたことによるものかをみきわめることが必要である。そのため、経済審議会が毎年フォロー・アップを行ない、その結果を年次報告のかたちで公表するとともに、毎年の経済運営に反映しうるような体制を整えるほか、適時計画の改定を行なうものとする。

〔0333〕なお、このような福祉社会をめざした政策転換を行なうにあたり、従来のようなGNP等の経済指標に加えて、国民福祉をより総合的に表現する指標（たとえば国民福祉指標「NNW」など）について開発に努めることが必要である。

第2部 目標達成のための政策体系

豊かな環境の創造

- 1 国土空間の再構成〔略〕
- 2 土地政策〔略〕
- 3 環境保全〔略〕
- 4 社会資本の充実
 - (1) 社会資本を充実するための基本的方策〔略〕
 - (2) 公共投資の重点

〔略〕

オ 住 宅：長期的に世帯人員に応じた適正な規模と室構成をもつ住宅を確保することを目標として、みずからの力で適正な住宅を確保できない層に対しては、引き続いて

公共賃貸住宅の供給をはかる。

カ 保健医療施設：救急医療対策、へき地医療対策およびがん診療、小児医療等の特殊疾病対策にかかわる施設を重点的に整備する。

キ 社会福祉施設：ねたきり老人、重度心身障害児（者）など緊急に施設に収容し保護を必要とする者については、全員収容することを目途として施設を整備する。

ク 学 校：児童、生徒急増地域における義務教育施設の確保、危険校舎の改築を重点的に進めるとともに、幼稚園、養護学校および高等教育施設の整備を推進する。

〔略〕

- (3) 社会資本整備の効率化〔略〕

ゆとりのある安定した生活の確保

〔2001〕これまでの高度経済成長の結果、わが国は所得、消費水準の大幅な向上を実現するとともに、完全雇用へも大きく近づき、さらに、教育や医療など国民生活の基礎的分野についても一応の成果を達成することとなった。しかしながら、老人、心身障害者の生活不安や住宅整備の遅れなど、国民生活に残されている問題は大きく、また、国民の欲求の多様化、高度化など新たな情勢に応じ、教育、医療も含めた広い分野において従来以上に積極的な政策対応が要請されるようになっている。今後は、全国民のゆとりのある安定した生活の確保を最優先課題の一つとし、必要な政策を強力に推進するが、その基礎として、社会保障の充実、住宅・生活環境の改善、週休2日制の普及と自由時間の充実、教育の改善、労働者福祉の向上および消費者保護の推進等に積極的に取り組むこととする。

1 社会保障の充実

〔2101〕わが国の社会保障は、昭和30年代以降、国民皆保険、国民皆年金の実現、児童手当の創設等によって、制度的には着実にその整備が進められてきたが、かねてこの分野への資源配分が少ないこと、医療保障部門に比べ年金等他部門がたち遅れていること等が指摘されてきた。とりわけ、老人問題は、世帯構造と生活意識の変化、雇用慣行等の改善の遅れなどがもたらす生活不安の増大、高齢人口の割合が高まっていること等によって、ますます重要性を加えつつある。

老人問題について、住生活の改善をはかり、定年の延長をはじめ、老人に適応した社会活動参加の場を整備しその機会を提供するなど、心身ともに健康で生きがいのある老後の生活を実現するための総合的な施策を展開することが基本的に重要である。社会保障の分野においても、年金による所得保障、医療等による健康の増進および必要な施設の整備等が重要な課題である。

〔2102〕この計画においては、社会保障充実の目標をできるだけ明らかにするが、計画期間中のできるだけ早い時期に社会保障に関する諸施策の長期計画を策定して、具体的な社会保障の展開をはか

ることとする。この場合、社会保障の充実の基本的方向は、次のとおりとする。

(1) 長期的方向

〔2111〕1) わが国社会保障の将来における望ましい姿を描くと、次のとおりである。

すべての老人が、親族による扶養、貯蓄等国民生活の実態からみて生活設計の基盤となりうる水準の年金を受け取る。

すべての国民の多様化し、高度化する医療サービス需要が、予防・治療・リハビリテーションのそれぞれの局面において、高い水準で満たされる。

広く国民一般の社会福祉分野における施設やサービスに対する需要が適切にみたされる。

〔2112〕2) わが国社会保障は、これまで社会保険部門にかなり重点を置いて発展してきたが、それぞれの部門に多数の制度が並列しており、その間に種々不均衡のあることが指摘されている。また、近年、高齢化社会への対応の遅れを取り戻す等の見地から、老齢福祉年金、老人医療の無料化等、従来社会保険の分野とされてきたところにおいても、一般財源に依存する面が増大してきている。

今後は、保険料によるべき分野と租税等一般財源によるべき分野の区分を明確化し、各種の不均衡の是正をはかりつつ、社会保険部門の充実に努めることが必要である。

年金財政については、賦課方式の問題も含めて検討し、長期構想をもってその健全な運営をはかる。

〔2113〕3) 社会保障への資源配分が増大し、その充実整備が進むことにもなって、一面では、国民の負担が当然に増大することとなるが、租税等一般財源に依存する国庫負担のあり方や保険料の企業負担割合を高めるかどうか等費用負担のあり方について十分に検討を行ない、国民の合意がえられるようなルールを確立する。

(2) 具体的施策

〔2121〕1) 年金部門

厚生年金および国民年金をはじめとする公的年金制度について、今日すでに老齢に達している人々へ重点的に配慮しつつ、すみやかな改善を行なう。それとともに、経済事情の変動に対応して年金の実質価値を維持させるためスライド制の仕

組みを確立する。

昭和52年における姿は、おおむね次のような水準のものとする。

厚生年金については、昭和48年度から支給される標準的な年金額を月5万円とし、引き続き改善を進める。

拠出制国民年金については、厚生年金との均衡を考慮した水準を考えるべきである。10年等拠出期間の短い高齢加入者については、とくに配慮する。

老齢福祉年金についてはその受給者が年金受給者の大半を占めている事情を考慮して、昭和48年度月5千円、50年度月1万円とし、引き続き積極的な改善をはかるとともに、支給制限について、扶養義務者の所得による制限の大幅緩和を中心にその改善をはかる。

〔2122〕2) 医療・公衆衛生部門

医療・公衆衛生部門については、次の諸施策を実施するが、このうち短期間に解決することが不可能なものについては、およそ10年程度を目途にその推進をはかる。

医療費の患者負担については、資源の濫用を招かないようにするため必要な措置を講じつつ、給付割合の不均衡の是正、次に例示するような重点的な資源配分等を検討し、負担の軽減をはかる。

ア) 老人等特定階層の負担軽減

イ) 難病・奇病等特定疾患についての負担軽減
ロ) 高額医療等家計に対する影響の大きいものについての負担軽減

老人医療の無料化について、支給制限の緩和等その拡充をはかる。

医療需要の多様化が進むなかで とくに高度の医療技術を必要とする分野、長期慢性の医療・訓練を必要とする分野、在宅ケアを必要とする分野で供給不足がいちじるしい。このため高度の医療技術を提供するがん医療、小児医療、循環器医療等の専門医療施設および救急医療施設の重点的かつ緊急な整備、老人、心身障害者、精神障害者のリハビリテーション施設の整備、保健婦活動等を中心とする保健サービス等在宅ケアの充実とその機能分化を進め、必要度の高い分野での供給を増大していくことに

よって、医療関係機関の機能の効率化をはかる。その際、医療機関相互間および社会福祉など他部門との間の連携の確保に努める。なお、施設整備にあたっては、公私部門間の役割分担について検討を深める。

住民の健康管理、医療機関の診療機能の効率化、高度化などをはかるため、医療情報システムの開発を進める。

成人病・難病等についての研究開発を促進する。

へき地、休日・夜間等、場所的および時間的な医療供給の偏在是正の施策を強力に進める。

医療部門の充実を進めるにあたっては、診療報酬体系、薬剤の使用状況などについても配慮しつつ、医療保険制度、医療制度の検討を行なうことによって、資源の有効な活用に努める。

〔2123〕3) 社会福祉部門

社会福祉施設の整備については、計画的、かつ、重点的に整備することとし、とくに、収容保護を必要とするねたきり老人、重度の心身障害児

(者) などに対しては、計画期間中に全員入所できる態勢を確立するとともに、施設運営の改善合理化をはかる。また、家庭奉仕員の増員をはじめ、コミュニティ・ケア、在宅ケア等の充実をはかる。

〔2124〕4) マンパワーの養成確保

施設整備を進めるうえで マンパワーの不足がきわめて深刻であり、その養成確保と質の向上は施設整備の前提条件として重要である。このためには勤労条件等職場環境の整備に努めるとともに、給与の引上げをはかる。

ヘルスマンパワーについては、医科大学(医学部)等の新設、教育病院の整備を進め、看護婦、作業療法士、理学療法士等について必要な養成施設を整備し、その養成確保につとめる。

保母、寮母等社会福祉施設職員についても、その養成確保のため、所要の措置を講ずる。

このほか、高度医療施設に教育および研究施設を併置し、医療技術の普及向上をはかり、保健サービスの分野では、いわゆる潜在看護婦をパートタイムで活用する等により、マンパワー需要の急増にこたえる。

〔2125〕5) その他の施策

生活保護について国民の生活水準の格差是正の観点から適切な改善を行なう。また、保育所の充実をはかり、児童の健全育成に努めるほか、児童手当については発足後日が浅いが将来の発展方向について検討を行なう。

〔2126〕6) 社会保障の財政

以上の諸施策を実施することによって昭和52年度における振替所得は約12兆円と、47年度の約2.7倍となる。この結果、振替所得のこの計画で想定している国民所得に対する比率は、昭和52年

度で8.8%となり、47年度の6.0%から2.8ポイント上昇することとなる。

また、社会保険負担のそれも、これにともなって昭和52年度に7.3%となり、47年度の5.1%から2.2ポイント上昇することとなる。

2 住宅事情の改善〔略〕

〔以下略〕